



地域を支えるあなたを応援！



介護の資格取得にかかった費用を補助します

- 対象者** 次の要件のすべてを満たした場合に、補助金を申請できます。
- ①市内に在住している者
 - ②介護職員初任者研修(令和6年4月1日以降に開講したものに限る)の受講料を負担して、当該研修を受講し修了した者
 - ③研修修了後3か月以内に市内の介護事業所などに介護職として就労し、継続して3か月以上勤務していること
(市内の介護事業所などで既に就労し研修を受ける場合には、研修修了後継続して市内の介護事業所などで3か月以上勤務していること。)
 - ④初任者研修の受講料について、重複して他の法令又は制度に基づく助成金等の交付を受けていないこと。



- 補助金額** 受講者1人あたり、上限 **50,000円**
- 対象経費** 初任者研修の受講料
(研修実施事業者から購入する教材費含む。ただし、補講に要した受講料は、含まない。)

受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)まで

申請方法 研修修了日の翌日から起算して1年以内に、提出書類を揃えて下記申請先へ提出

- 提出書類**
- 介護職員初任者研修費等助成事業補助金交付申請書兼請求書 (※)
 - 就労証明書(※)
 - 初任者研修修了証明書の写し
 - 受講料などの領収書の写し
 - 振込先口座の通帳の写し等(金融機関名、口座番号、口座名義人カナの分かる書類)

※の書類は、桐生市役所ホームページよりダウンロード可能
桐生市役所 1階 健康長寿課の窓口でも配布中

申請先 (窓口) 桐生市 健康長寿課 介護管理給付係 (市役所 1階 8-3窓口)
(郵送) 〒376-8501 桐生市織姫町1番1号 健康長寿課 介護管理給付係 宛
(Eメール) kenkochoju@city.kiryu.lg.jp